

第 2 節 道路交通量調査積算基準（運用）

道路計画課

第 2 節 道路交通量調査積算基準（運用）

1 - 1 道路交通量調査積算について 3 - 2

第2節 道路交通量調査積算基準（運用）

1－1 道路交通量調査業務等積算について

1－1－1 適用範囲

道路交通量調査、交通現況調査業務に適用する

道路交通量調査、交通現況調査（速度調査、起終点調査、交通渋滞調査、駐車場調査）に係わる費用は諸経費を除く全ての項目について見積徴集による積算を基本とし、諸経費率は、「測量業務積算基準」の諸経費率を準用するものとする。

なお、適用する共通仕様書については、交通量調査を主な業務内容とし測量調査等請負契約書での契約を予定している場合は、測量業務共通仕様書を主に、交通分析などの検討を主な業務内容とし、設計業務等委託契約書での契約を予定している場合は、設計業務等共通仕様書を主に適用するなど、業務内容に合わせて対応されたい。